

サービス内容説明書（介護予防・日常生活支援総合事業）

当事業者が、ご利用者に提供するサービスは以下の通りです。

1、提供するサービス

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを一週間に（ ）回、別紙居宅サービス計画表、別紙介護予防・日常生活支援計画に従って提供します。サービス内容、回数は状況に応じて変更させていただきます。

サービスの提供手順は、別紙介護予防・日常生活支援計画にて説明します。

- ① このサービスの提供にあたっては、ご利用者の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。もし、わからないことがあったら、いつでも担当の訪問介護職員にご遠慮なく質問してください。
- ③ サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

2、担当の訪問介護職員の変更

- ① ご利用者はいつでも担当の訪問介護職員の変更を申し出ることができます。その場合、介護予防・日常生活支援サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。但し、特定の訪問介護職員の指名は出来ません。
- ② 当事業者は、担当の訪問介護職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問介護職員を変更することがあります。その場合には、事前にご利用者の了解を得ます。
- ③ 訪問介護職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。

3、介護予防利用料

利用料は訪問介護サービスの利用回数によって異なります。

- ・訪問型独自サービス 11 … 1ヶ月 11,760 円
- ・訪問型独自サービス 12 … 1ヶ月 23,490 円
- ・訪問型独自サービス 13 … 1ヶ月 37,270 円

加算要素

初回加算（新規利用者へサービスを提供した場合） 2,000 円
早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%、
深夜（午後10時～午前6時）は50%加算いたします。

上記ご利用料金の国の定める割合分をご負担して頂きます。

ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

やむを得ない事情で、かつご利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、上記金額の2倍料金となります。

介護職員等処遇改善加算として 24.5%を加算させていただきます。

□事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住の利用者、および1ヶ月20人以上の利用者が居住する集合住宅等の利用者にサービスを提供した場合の月は同一建物減算が適応されます。その場合は所定単位数（料金）の100分の90に相当する値になります。

交通費は、必要ありません
サービス地域外 実費
・ 1kmにつき30円（税込み）

介護予防・日常生活支援総合事業が、介護保険の適用を受ける場合、原則として、市町の定める割合分をお支払いいただきます。但し、介護保険法令に基づいて、保険給付の償還払い（一旦ご利用者が利用料の全額を支払い、お支払い頂いたその後市町から相当分の払い戻しを受ける方法）の場合はお申し出下さい。

- ① 提供を受ける介護予防・日常生活支援総合事業が介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払い頂きます。
- ② 当事業所は、ご利用者に対し、毎月15日までに、当月の利用料等の内訳を記載した請求書を作成し、発行いたします。
- ③ 毎月の利用料は、翌月25日までに、指定金融機関での引落とし、もしくは振込み、左記が不可の場合は窓口・集金にて現金払い、いずれかの方法でお支払い下さい。お支払い方法については変更させていただく事があります。

4、キャンセル料

介護予防・日常生活支援サービスでは、キャンセル料はいただきませんが、極力前日までにキャンセルの連絡をお願いいたします。

5、サービス実施時の留意事項

- ① 定められた業務以外の禁止
ご利用者は介護予防・日常生活支援計画書で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することは出来ません。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する指示・命令
介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。ただし、事業者は介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- ③ 備品等の使用
介護予防・日常生活支援総合事業実施の為に、必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

6、サービス内容（例）

可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供します。

- ① 身体介護（例）
 - ・ 食事介助…準備・配膳・食事見守り・後片付け等
 - ・ 入浴介助…清拭・部分浴・全身浴・洗面等
 - ・ 排泄介助…トイレ誘導及び介助等

② 生活援助（例）

- ・買物…日常品等の買い物・薬の受け取り等
- ・調理…一般的な調理・配膳及び後片付け等
- ・掃除…室内やトイレ、卓上等の清掃・ゴミだし等
- ・洗濯…洗濯機及び手洗いによる洗濯・乾燥（物干し）、取り入れと収納等

③ その他のサービス

- ・介護相談 等

7、サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

8、その他

1) 訪問介護職員の禁止行為

訪問介護職員は、ご利用者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

- ・医療行為を行うことができません。
- ・各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取り扱うことはできません。
- ・ご利用者のための家事・介護を行う業務なので、庭の草刈や他の家族の食事の用意などをすることはできません。
- ・ご利用者のご家族等に対する介護予防・日常生活支援総合事業の提供は行うことができません。
- ・ご利用者若しくはその家族等から金銭又は高価な物品の授受はできません。

2) 感染症対策として

- ・事業所設立の委員会を開催し、感染症対策方針の整備や当事業所内マニュアルに沿って感染症対策を行ってまいります。
また、研修や訓練による訪問介護職員の知識向上に努めてまいります。
- ・訪問介護職員は、必要時マスク・手袋・エプロン等を使用させていただきます。
- ・必要に応じご利用者にマスク装着・体温測定等をお願いし、その都合でサービス内容の変更が生じることがございます。
- ・状況により、サービス内容の変更や一時休止をお願いすることがございます。

3) ハラスメント対策として

- ・ご利用者へのハラスメント等の行為が生じないように、事業所内での実態の把握、ハラスメント対策の検討・実施、当事業所内マニュアルに沿って、訪問介護職員の啓発や意識向上、研修に努めてまいります。
- ・また訪問介護職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合がございます。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

4) 虐待防止対策として

- ・ご利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、事業所設立の委員会による虐待防止対策方針の整備や当事業所内マニュアルに沿って虐待の発生や再発防止のための取り組みを行ってまいります。
- ・また、虐待防止のための啓発や意識向上、研修に努めてまいります。

5) 身体拘束について

- ・サービスを提供するにあたっては、ご利用者または他のご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束・他にもご利用者の行動を制限する

行為は行いません。

- ・やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、ご家族へ説明し同意を得ることとします。
 - ・事業所は身体拘束等の適正化を図るために、委員会の定期的開催とその結果の訪問介護員への周知や、指針の整備、研修の実施を行います。
- 6) 事業所は自然災害発生時や大規模感染症発生時は、当事業所の事業継続計画（BCP）に基づいた対応をとっていきます。
- 7) 署名について
署名欄については省略等の変更が生じます。また今後、書面对応から電磁的対応に変更していく場合もございます。